

第 23 期 報 告 書

平成 20 年 4 月 1 日 から

平成 21 年 3 月 31 日 まで

事 業 報 告

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

独立監査人の監査報告書謄本

監査役会監査報告書謄本

多摩都市モノレール株式会社

事業報告

(会社法第435条第2項に基づく)

第 23 期

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

多摩都市モノレール株式会社

1 企業の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

ア 全般

(イ) 多摩都市モノレール経営安定化計画の策定

多摩都市モノレールは、平成12年1月10日の全線開業以来、多くのお客様にご利用いただき、多摩地域を南北に結ぶ重要な公共交通機関として定着し、第19期(平成16年度)以降、每期において営業黒字を達成してまいりました。

しかしながら一方で、初期投資に伴う多額の借入金の返済負担が経営を圧迫し、平成15年度からは債務超過に陥り、必要資金の不足が不可避となる状況となりました。

このため、当社は、平成20年4月、会社の一層の経営努力と、これを前提とした関係機関の経営支援策を内容とする「多摩都市モノレール経営安定化計画(以下、「経営安定化計画」という。)」を策定し、資金不足の解消と財務体質の強化に取り組むこととしました。

経営安定化計画に基づく経営支援策として、今期は、東京都に対する210億円の第三者割当増資、東京都に対する89億円の債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ:DES)がそれぞれ実施されました。

これを受けた金融機関への借入金の一部繰上返済、出資金の減額、欠損填補実行等の一連の手続により、債務超過及び累積損失が解消し、財務体質の大幅な改善が図られました。

(ロ) 事業への取組状況

経営安定化計画の実現を図るため、実施プラン(3ヵ年計画)を策定し、社員一丸となって、安全運行の継続、お客様サービスの向上、増客増収と事業の見直し・経費節減の推進などに取り組みました。

特に、連絡定期券の発売範囲の拡大やリニューアルした沿線情報誌等を活用した情報発信によりお客様サービスの向上に努めるとともに、当社初の写真コンクールの開催、恒例となったビール列車・ワイン列車やウォーキングイベント、11月27日の第一期開業10周年記念事業等認知度アップのための多彩なイベントを実施し、積極的に増客増収を図りました。

これらの取組により、当期の年間乗客数は、延べ4,398万人(前期比171万人・4.1%の増加)、一日平均乗客数は120,494人(前期比5,017人・4.3%の増加)となり、開業以来で最高となる実績を上げることができました。

こうした運輸実績の好調な伸びにより、運輸収入は74億56百万円を計上し、前期比2億13百万円・2.9%の増加となりました。

また、運輸雑収は、景気が後退する中でも積極的な広告営業、自動販売機の拡充等の増収策を図った結果、2億38百万円を確保し、運輸収入と運輸雑収を合わせた営業収益は、前期比2億10百万円・2.8%の増加となる76億94百万円を計上しました。

一方、営業費は、引き続き人件費等経費の抑制に努めたものの、設備等の経年劣化に対する安全確保のための修繕費の増加等により68億27百万円(3億41百万円・5.3%増)となりました。

以上の結果、営業利益は8億66百万円となり、第19期(平成16年度)以降、5期連続で営業黒字を確保いたしました。

更に、経営安定化計画に基づく第三者割当による東京都からの新規金銭出資に伴い、金融機関からの借入金のうち160億円を繰上返済したことにより、支払利息が前期比3億86百万円減少した結果、経常利益1億31百万円、当期純利益1億17百万円をそれぞれ計上し、いずれも全線開業から9年度目にして初めて黒字に転換しました。

なお、経常利益に減価償却費を戻し入れた償却前経常利益は、34億40百万円の黒字となり、前期比1億71百万円の増加となっております。

イ 運輸成績

		第 22 期（平成 19 年度）		第 23 期（平成 20 年度）	
		年 間	日 平 均	年 間	日 平 均
営業日数(日)		366	—	365	—
営業キロ		16.0	—	16.0	—
旅客 人 員	定 期 (人)	22,800,216	62,296	24,270,022	66,493
	定 期 外 (人)	19,464,185	53,181	19,710,319	54,001
	合 計 (人)	42,264,401	115,477	43,980,341	120,494
運 輸 収 入	定 期 (千円)	2,804,166	7,662	2,985,860	8,180
	定 期 外 (千円)	4,438,913	12,128	4,470,295	12,247
	合 計 (千円)	7,243,080	19,790	7,456,156	20,428
運 輸 雑 収 (千円)		240,778	658	238,607	654
収 入 合 計 (千円)		7,483,858	20,448	7,694,763	21,082

② 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、41百万円であります。その主なものはPASMO用ICカード処理機 5百万円、車両除雪機関連 5百万円、工作車溶接発電機 3百万円であります。主な固定資産の除却は、駅備置ゴミ箱 6百万円、本社運営基地北東門扉 2百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期は借入金による資金負担の軽減と、純資産の充実を図るため、第三者割当増資により東京都から210億円の現金出資を受け、金融機関13行に対して平成20年5月 総額160億円の借入金の繰上返済を行いました。

④ 対処すべき課題

平成22年1月に全線開業10周年を迎える当社は、新たな10年を展望し、より自立性の高い経営を目指す上で、安全・正確・快適な運行の継続と経年劣化に伴う設備の更新、社会環境の変化を踏まえたお客様サービスの推進、将来の会社経営を支える人材の確保・育成、及びこれらに必要な財源の確保などの課題に直面しております。

これらの課題に対処するため、積極的な増客増収の推進と徹底した経費の見直し・削減を図り、安定強固な経営基盤の確立に全力を挙げて取り組んでまいります。

従前にも増して、関係諸団体との十分な連絡・調整のもとに事業の推進に万全を期してまいりますので、引き続きご理解とご支援のほどをお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第20期 (平成17年度)	第21期 (平成18年度)	第22期 (平成19年度)	第23期(当期) (平成20年度)
営 業 収 益 (千円)	6,929,984	7,266,151	7,483,858	7,694,763
経 常 損 益 (千円)	△ 615,038	△ 376,645	△ 143,729	131,789
当期純損益 (千円)	△ 759,550	△ 1,429,286	△ 167,972	117,403
1株当たり 当期純損益 (円)	△ 1,849.04	△ 3,479.44	△ 408.91	125.70
総 資 産 額 (千円)	95,694,310	89,364,409	84,654,275	87,069,625
純 資 産 額 (千円)	△ 2,279,442	△ 3,708,728	△ 3,876,700	26,140,703
1株当たり 純 資 産 額 (円)	△ 5,549.05	△ 9,028.50	△ 9,437.41	25,913.19

(注) 1 △は損失であります。

2 第21期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

3 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数で計算しております。

(3) 主要な事業内容

軌道法に基づく一般運輸業

(4) 主要な営業所

本社 東京都立川市

(5) 従業員の状況(平成21年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
163名	—	45.8歳	4.97年

(6) 主要な借入先

(単位:千円)

借入先	借入金残高 (平成21年3月31日現在)
東京都	18,600,000
株式会社日本政策投資銀行	17,139,200
株式会社みずほ銀行	7,774,524
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,878,672

(7) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の状況に関する事項(平成21年3月31日現在)

(1) 株式に関する事項

① 発行可能株式総数 1,008,780 株

② 発行済株式の総数 1,008,780 株

③ 株主数 24 名

④ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数 (株)	出資比率 (%)
東 京 都	805,704	79.87
西 武 鉄 道 株 式 会 社	47,520	4.71
京 王 電 鉄 株 式 会 社	26,400	2.62
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	20,537	2.04
小 田 急 電 鉄 株 式 会 社	15,840	1.57
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	11,616	1.15
株 式 会 社 み ず ほ コーポレート銀行	11,143	1.10
東 京 電 力 株 式 会 社	10,560	1.05
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,392	0.73
八 王 子 市	6,612	0.66
立 川 市	6,612	0.66
日 野 市	6,612	0.66
東 大 和 市	6,612	0.66
多 摩 市	6,612	0.66

(2) 会社役員に関する事項

地 位	常勤または 非常勤の別	氏 名	主 兼 職
代表取締役 社 長	常 勤	有 手 勉	
常務取締役	常 勤	中 村 正 明	
取 締 役	非 常 勤	村 山 寛 司	東京都財務局長
取 締 役	非 常 勤	金 杉 和 秋	西武鉄道株式会社取締役上席執行役員
取 締 役	非 常 勤	松 木 謙 吉	京王電鉄株式会社常務取締役
取 締 役	非 常 勤	嶋 崎 章 臣	小田急電鉄株式会社常務取締役執行役員
取 締 役	非 常 勤	猪 鼻 正 純	東京電力株式会社執行役員多摩支店長
取 締 役	非 常 勤	黒 須 隆 一	八王子市長
取 締 役	非 常 勤	清 水 庄 平	立 川 市 長
取 締 役	非 常 勤	馬 場 弘 融	日 野 市 長
取 締 役	非 常 勤	尾 又 正 則	東大和市長
取 締 役	非 常 勤	渡 辺 幸 子	多 摩 市 長
監 査 役	常 勤	山 下 肇	
監 査 役	非 常 勤	大 橋 重 男	株式会社みずほ銀行公務第一部長
監 査 役	非 常 勤	升 貴 三 男	東京都都市整備局都市基盤部長

(注) 1 取締役村山寛司から渡辺幸子までの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役山下 肇及び大橋重男の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

(1) 平成20年6月23日付で、代表取締役社長 岩永 勉が辞任し、有手 勉が就任いたしました。

(2) 平成20年9月5日付で、監査役 安藤 明が辞任し、升 貴三男が就任いたしました。

(3) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 監査法人トーマツ

(4) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款及びその他の社則の遵守を企業活動の前提とする。取締役社長は、この旨を取締役及び使用人に対し継続的に伝達し、社内に徹底する。

取締役社長は、総務部長をコンプライアンス総括責任者に任命し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

当社は、法令等に照らして疑義のある行為等を通報した使用人を保護するため、内部通報者保護規程を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役社長は、総務部長を文書取扱総括責任者に任命する。

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に基づき、文書又は電磁的媒体等で記録し、適正に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長は、常務取締役をリスク管理総括責任者に任命する。総務・運輸の各部門においては、それぞれ部門毎のリスク管理体制を確立する。

総務部門においては、運輸部門と連携し、全社的なリスクを総括的に管理する。

運輸部門においては、危機管理計画(運用指針)に基づき、自然災害や事故・故障、犯罪行為などの危機を未然に防止し、又は被害を最小限に止め、早期に通常運行へ回復するための体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則に基づき、定期的に事業の概況その他重要な業務に関する報告を受け、取締役の効率的な職務の執行を確保する。

当社は、取締役会規則に基づき常務会を設置する。常務会は、常務会規則に基づき、経営上の重要な執行方針及び経営全般にわたる重要事項を協議する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、総務部総務課社員のうち特定の者に対し、監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた社員は、それを遂行するに当たり、取締役の指揮命令を受けない。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対し、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項その他当社の経営に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができる。

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、常務会に出席することができる。

計 算 書 類

(会社法第435条第2項に基づく)

第 23 期

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

多摩都市モノレール株式会社

貸 借 対 照 表

(平成21年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	6,677,218	流 動 負 債	3,910,507
現 金 預 金	6,271,873	短 期 借 入 金	2,837,334
未 収 運 賃	116,944	未 払 金	228,892
未 収 金	211,028	未 払 費 用	422,606
貯 蔵 品	65,754	未 払 住 民 税	4,620
前 払 費 用	5,323	未 払 消 費 税	53,140
そ の 他	6,293	前 受 運 賃	331,025
		預 り 金	12,282
		預 り 保 証 金	16,760
		そ の 他	3,846
固 定 資 産	80,392,407	固 定 負 債	57,018,414
有 形 固 定 資 産	79,050,878	長 期 借 入 金	56,901,544
土 地	30,131,939	退 職 給 付 引 当 金	116,870
建 物	16,989,993		
構 築 物	16,906,739		
車 両 運 搬 具	7,063,503	負 債 合 計	60,928,922
機 械 装 置	7,473,282		
工 具 器 具 備 品	485,419		
無 形 固 定 資 産	308,784	【 純 資 産 の 部 】	
電 話 加 入 権	3,276	株 主 資 本	26,039,941
ソ フ ト ウ ェ ア	305,508	資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	25,923,299
投 資 そ の 他 の 資 産	1,032,744	利 益 剰 余 金	
投 資 有 価 証 券	1,000,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	117,403
出 資 金	50	繰 越 利 益 剰 余 金	117,403
差 入 保 証 金	50		
長 期 前 払 費 用	32,644	純 資 産 合 計	26,140,703
資 産 合 計	87,069,625	負 債 ・ 純 資 産 合 計	87,069,625

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日 〕

(単位:千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
運 輸 収 入	7,456,156	
運 輸 雑 収	238,607	7,694,763
営 業 費		
運 送 費	3,041,584	
一 般 管 理 費	197,262	
諸 税	280,763	
減 価 償 却 費	3,308,286	6,827,897
営 業 利 益		866,866
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,940	
受 託 手 数 料	18,612	
雑 収 入	22,174	50,727
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	784,350	
雑 支 出	1,453	785,804
経 常 利 益		131,789
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9,765	9,765
税 引 前 当 期 純 利 益		122,023
住 民 税		4,620
当 期 純 利 益		117,403

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純 資 産 計 合
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金	株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	その他利益剰余金		
				繰越利益剰余金		
平成20年3月31日残高	20,539,000	-	-	△ 24,415,700	△ 3,876,700	△ 3,876,700
事業年度中の変動額						
第三者割当増資による 新株の発行（注1）	14,950,000	14,950,000	-	-	29,900,000	29,900,000
資本金の減少（注2）	△ 35,389,000	-	35,389,000	-	-	-
資本準備金の減少 （注2）	-	△ 14,950,000	14,950,000	-	-	-
欠損填補による資本剰 余金の取崩し（注3）	-	-	△ 24,415,700	24,415,700	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	117,403	117,403	117,403
事業年度中の変動額合計	△ 20,439,000	-	25,923,299	24,533,104	30,017,403	30,017,403
平成21年3月31日残高	100,000	-	25,923,299	117,403	26,140,703	26,140,703

（注1）平成20年4月21日の臨時株主総会において決議された東京都に対する第三者割当増資が、平成20年5月13日に効力を発生したことによるものです。

（注2）平成20年6月23日の定時株主総会において決議された会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく資本金及び資本準備金の減少が、平成20年8月11日に効力を発生したことによるものです。

（注3）平成20年6月23日の定時株主総会における決議によるものです。

（注4）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 …… 償却原価法(定額法)によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 …… 貯蔵品は最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を使用しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

構築物に含まれる鉄軌道事業取替資産 …… 取替法によっております。

上記以外の資産 …………… 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 38年～50年、構築物 20年～57年、車両運搬具 24年、機械装置 9年～20年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付の支給に備えるため、自己都合による期末要支給額を計上しております。

(5) 設備資金借入に係る開業時までの支払利息は、建設原価として建物等の固定資産の取得原価に含まれております。

(6) 消費税等の処理方法 …… 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行ってきましたが、当事業年度より企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

但し、当事業年度において新たに開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。またリース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。この結果、当該変更による当期損益への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	30,131,939 千円
建物	16,989,993 千円
構築物	16,853,276 千円
車両運搬具	7,063,503 千円
機械装置	7,473,282 千円
工具器具備品	485,419 千円
合 計	78,997,415 千円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,837,334 千円
長期借入金	30,801,544 千円
合 計	33,638,878 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,241,121 千円

4. 損益計算書に関する注記

該当する事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	410,780 株	598,000 株	-	1,008,780 株

(注) 普通株式の株式数の増加 598,000株は、東京都に対する第三者割当増資による新株の発行によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認等でありますが、全額評価性引当を行っております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース契約により使用する主な固定資産は以下のとおりであります。

資 産 の 種 類	資 産 の 内 容
車 両 運 搬 具	電車車両 1 編成 (4両 - No.16編成)

(注) なお上記所有権移転外ファイナンス・リース契約については取引の開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	東京都	79.9	2	人員の派遣	-	-	長期借入金	18,600,000
					業務の受託	18,612	未収金	167,478

(注) 東京都からの借入金は無利息、最終償還日は平成45年3月25日です。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 25,913 円 19 銭
(2) 1株当たり当期純利益 125 円 70 銭

独立監査人の監査報告書

平成21年5月29日

多摩都市モノレール株式会社

取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 安 原 清 一
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 矢 野 浩 一
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、多摩都市モノレール株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」について通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年6月8日

多摩都市モノレール株式会社 監 査 役 会

常勤監査役 山 下 肇 ㊟

監 査 役 大 橋 重 男 ㊟

監 査 役 升 貴 三 男 ㊟

(注) 監査役山下 肇及び大橋 重男の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。